

令和 8 年 6 月 から入院時の食事代等が変わります

厚生労働省告示の改正にともない、**令和 8 年 6 月 1 日**から入院時の食事代等にかかる標準負担額（自己負担額）が以下のとおり引き上げられます。

食事療養標準負担額 ※2						
区 分				食事代（1食）		
				令和 8 年 5 月 31 日以前	令和 8 年 6 月 1 日以降	
課税世帯				510 円	550 円	
非課税世帯 ※1	70 歳未満	過去 12 ヶ月の 入院日数	90 日まで	240 円	270 円	
			91 日目から	190 円	220 円	
	70 歳以上	低所得 II	過去 12 ヶ月の 入院日数	90 日まで	240 円	270 円
			91 日目から	190 円	220 円	
		低所得 I			110 円	130 円

生活療養標準負担額（療養病床の 65 歳以上の人のみ） ※2							
区 分			食事代（1食）		居住費（1日）		
			令和 8 年 5 月 31 日以前	令和 8 年 6 月 1 日以降	令和 8 年 5 月 31 日以前	令和 8 年 6 月 1 日以降	
課税世帯	医療区分 I・II・III ※3		① 510 円 ② 470 円 ※4	① 550 円 ② 510 円 ※4	370 円	430 円	
非課税世帯 ※1	65 歳以上～ 70 歳未満	医療区分 I	240 円	270 円			
		医療区分 II・III	90 日まで	240 円			270 円
	91 日目から		190 円	220 円			
	70 歳 以上	低所得 II	医療区分 I	240 円			270 円
			医療区分 II・III	90 日まで			240 円
		91 日目から		190 円			220 円
低所得 I		医療区分 I	140 円	160 円			
	医療区分 II・III	110 円	130 円				

※1 低所得者 II は住民税非課税世帯、低所得者 I は住民税非課税世帯であり、各所得もすべて無い世帯となります。

※2 指定難病患者等については、別に特例措置が設けられています。

※3 医療区分 II・III は入院医療の必要性が高い人。医療区分 I はそれ以外。

※4 ①は管理栄養士等による適温食事提供等を満たす保険医療機関。②はそれ以外。